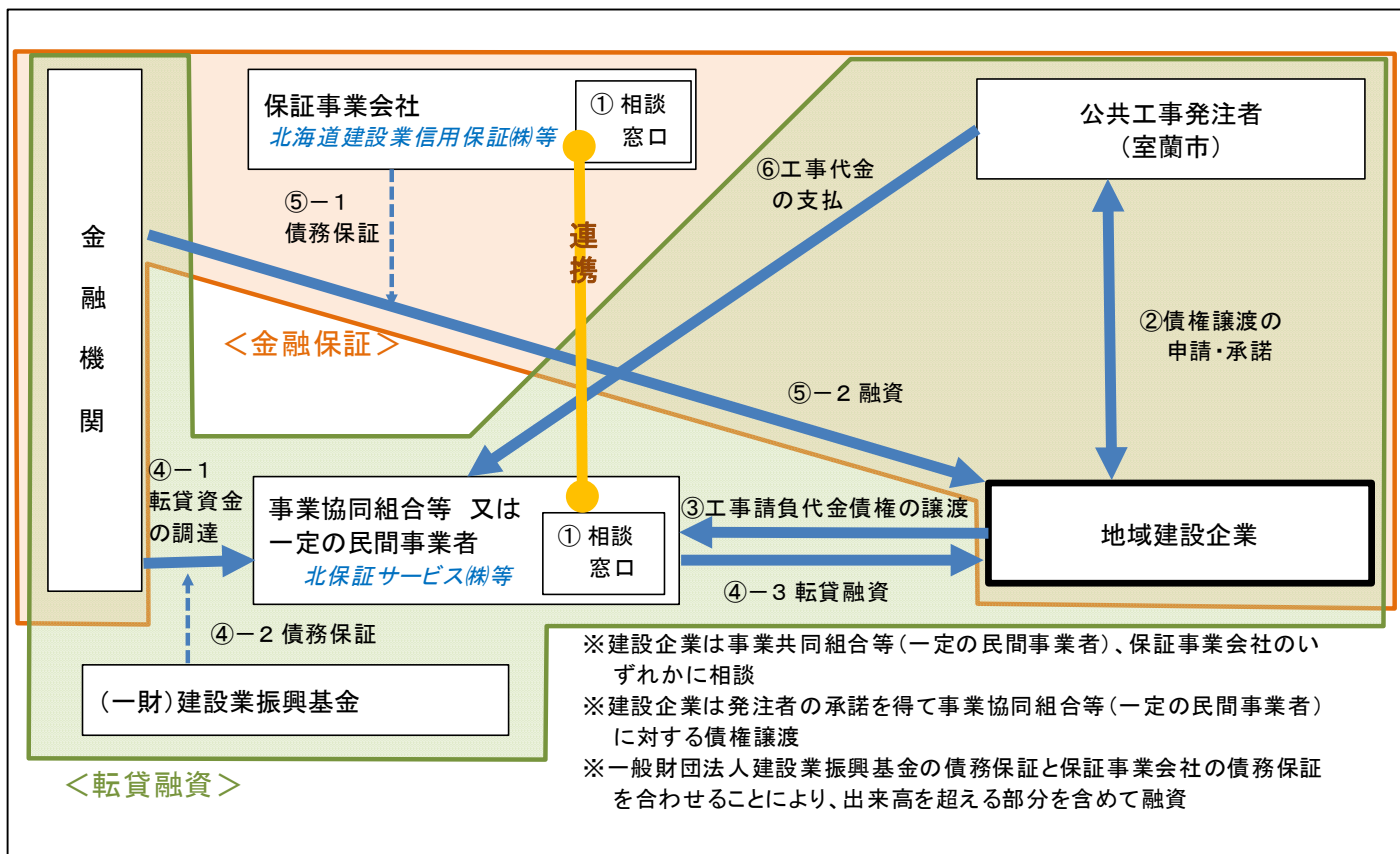


室蘭市発注工事等に係る工事請負代金債権譲渡を活用した融資制度等の概要

地域建設業経営強化融資制度は、中小・中堅元請建設業者が公共工事発注者に対して有する工事請負代金債権について、未完成部分を含めて流動化を促進する等により、建設業者の金融の円滑化を促進することを目的として、国土交通省により創設された制度です。請負代金債権を担保に（一財）建設業振興基金の債務保証を活用するため、相対的に低利での融資を受けられます。また、合わせて金融機関が受注者に当該工事の融資を行う場合に保証事業会社の金融保証を受けられるため、出来高を超える部分（未完成部分）を含めて融資を受けられます。

なお、融資申請に際し、債権譲渡先が受注者の下請業者等への支払状況等を確認します。

地域建設業経営強化融資制度



- ①公共工事を受注・施工している中小・中堅元請建設業者（以下「受注者」という。）は、融資の相談を行う。
- ②受注者は、発注者（室蘭市）に対して、工事請負代金債権の譲渡の承諾を申請する。（工事完成前でも可。）発注者は、申請内容を確認し、承諾する。
- ③受注者は、発注者の承諾を得て、工事請負代金債権を事業協同組合等又は一定の民間事

業者（以下「債権譲渡先」という。）に譲渡する。発注者は、申請内容を確認し、承諾する。

- ④債権譲渡先は、工事請負代金債権を譲渡担保に、受注者に対して工事の出来高（完成部分）の範囲内で融資し、そのための資金を金融機関から調達する。＜転貸融資＞
（一財）建設業振興基金は、当該資金調達に対し債務保証を実施する。
- ⑤保証事業者の保証を利用する場合には、出来高を超える部分（未完成部分）も含め、金融機関から元請建設業者に対し融資を実施する。＜公共工事金融保証＞・・・地域建設業経営強化融資制度のみ
- ⑥債権譲渡先及び保証事業者は、工事完成後、発注者から支払われた工事請負代金から、債権譲渡先の融資（④－３）及び保証事業者の保証に係る融資額（⑤－２）を清算の上、受注者に残余を返還。

下請セーフティネット債務保証事業は、工事請負代金債権を債権譲渡先に譲渡することを発注者が認め、これを担保として、債権譲渡先が（一財）建設業振興基金の債務保証を得て金融機関から借り入れた転貸融資資金を、受注者に対して出来高の範囲内で融資する制度です。

また、融資に際し、債権譲渡先が受注者の下請業者等への支払状況等を確認するとともに、万が一受注者（元請業者）が倒産に至った場合には、債権譲渡先が元請業者に代わって下請業者等へ支払いを行うことができます。